

## 有害獣捕獲檻管理規程

(目的)

第1条 本規程は、(以下「」という)が所有する有害獣捕獲檻(以下「捕獲檻」)の使用に際して、捕獲効果を高めると共に、捕獲檻の損耗を最小限に押さえ、安全かつ適正な利用を図ることを目的とする。

(捕獲檻概要について)

第2条 は、以下の捕獲檻を所有する。

購入年月日	規格	台数	備考
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(捕獲檻の運用について)

第3条 捕獲檻の運用については、「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」に従うこととし、以下を定める。

- 檻の管理者は、とする。  
管理者は、法令を遵守し適正な管理を行う責務を負う。  
許可捕獲以外に捕獲檻を使用したり、事故が発生した時等、重大な過失があった場合は一切の責任を負う。そのため安全には充分留意すること。
- 檻の設置および有害獣の殺処分は必ず有害獣捕獲隊員に行わせる。  
管理者および員は、餌撒き、見回り等、補助的な役割を行う。
- 運用については有害鳥獣捕獲隊員と相談し、効率的な利用に努めること。
- 管理者は事前に有害鳥獣捕獲要請書を市に提出し、許可を得ること。
- 捕獲檻の設置場所は、とする。
- 管理者は捕獲の成果を記録すること。

(捕獲檻の狩猟期間での使用について)

第4条 狩猟期間の運用については、有害捕獲を目的とする場合のみ可能とし、管理者の許可の元、狩猟免許取得者が使用すること。員以外(狩猟免許取得者に限る)が使用する場合は、必ず貸借契約を締結する事。(鳥獣保護区においては、許可捕獲のみとなるので注意すること)

この規程は、年 月 日から施行する。

団体名

代表者名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

住所

連絡先